

|              |              |
|--------------|--------------|
| 令和6年5月10日（金） |              |
| 資 料 提 供      |              |
| 担当課          | 和歌山県消費生活センター |
| 担当者          | 丸山・山本        |
| 電 話          | 073-433-0241 |

## 令和6年度「消費者月間」街頭啓発の実施について

### ■ 街頭啓発実施概要

和歌山市、田辺市及び岩出市の各所において、県民の皆様に消費者トラブルの防止に関するリーフレットや啓発物資を配布し、消費者問題等への関心を高めていただくため、下記の日程で街頭啓発を実施します。

参加団体：和歌山県消費者団体、関係市、和歌山県

記

| 日 時      |              | 場 所             |
|----------|--------------|-----------------|
| 5月20日（月） | 7:45 ～ 8:30  | J R 和歌山駅前（和歌山市） |
| 5月21日（火） | 16:00 ～16:45 | 松源 田辺店（田辺市）     |
| 5月22日（水） | 11:00 ～11:45 | 松源 岩出中迫店（岩出市）   |

※ 配布状況により、予定より早く終了することがあります。

### ■ 令和6年度消費者月間統一テーマ

「デジタル時代に求められる消費者力とは」

（消費者月間とは）

昭和43年5月30日に、消費者の利益の擁護を図り、国民の消費生活の安定と向上を目的として「消費者保護基本法（現：消費者基本法）」が制定されました。そして法制定20周年を記念して、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」と定め、以来毎年、消費者問題のさまざまな啓発活動が行われています。